相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富里市十倉一二七番地一、最後の住所千葉県富里市十倉一二七番地

被相続人　亡　鬼島　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月七日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮崎　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷三六〇番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　若林　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月七日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区鳥坂五四二番地二三、最後の住所静岡県静岡市清水区鳥坂五四二番地の二三

被相続人　亡　上村　正代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月七日

静岡市葵区紺屋町一一番一九号　静鉄紺屋町ビル七階　杉山伸也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉山　伸也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市千種区光が丘二丁目一〇一七番地、最後の住所愛知県名古屋市千種区光が丘一〇番二八号

被相続人　亡　山内　健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月七日

愛知県名古屋市東区橦木町一丁目四番地

相続財産管理人　弁護士　豊田　香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉大津市豊中町三丁目八一七番地、最後の住所大阪府泉大津市東豊中町一丁目一五番七―二〇一号

被相続人　亡　上田　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月七日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階

相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市土堂二丁目六四番地、最後の住所大阪府東大阪市鷹殿町三番二五号

被相続人　亡　淺井　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月七日

大阪市北区西天満六丁目一番一一号第一住建梅ヶ枝町ビル五〇一号

相続財産管理人　豊藏　廣倫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長瀬一〇〇〇番地五、最後の住所鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕一八一二番地九

被相続人　亡　大田　皐月

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月七日

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕一一三八番地一

相続財産管理人　石賀　孝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷一二五七番地第二、最後の住所長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷一一五〇番地

被相続人　亡　岡田　敏和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月七日

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷二一四六番地四メルヴェーユ一〇一

相続財産管理人　倉科聡一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市宮浦一丁目三五番地二、最後の住所広島県三原市小坂町一五六三番地

被相続人　亡　迫田八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月七日

広島県尾道市因島土生町一七六二番地二八、事務所広島県尾道市因島土生町一七六二番地二八　相続財産管理人　村上　正則

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年８月７日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①住友不動産株式会社　②国土交通大臣(4)38　③代表取締役　仁島浩順　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17―22　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　住友不動産株式会社　代表取締役　仁島浩順

①伴ハウジング株式会社　②愛知県知事(6)15224　③代表取締役　伴久雄　④愛知県蒲郡市清田町上新屋88番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県蒲郡市清田町上新屋88番地　伴ハウジング株式会社　代表取締役　伴久雄

①株式会社勝間工務店　②大阪府知事(3)47856　③代表取締役　勝間達三　④大阪府吹田市南吹田５丁目29番20号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府吹田市南吹田５丁目29番20号　株式会社勝間工務店　代表取締役　勝間達三

①有限会社昌辰　②大阪府知事(5)41550　③代表取締役　牧村健史　④大阪府大阪狭山市狭山１―2350―211　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪狭山市狭山１―2350―211　有限会社昌辰　代表取締役　牧村健史

①株式会社兼田　②大阪府知事(1)53810　③代表取締役　兼田定廣　④大阪府大阪市西淀川区御幣島１丁目１番４号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市西淀川区御幣島１丁目１番４号　株式会社兼田　代表取締役　兼田定廣

①甲陽株式会社　②大阪府知事(1)14492　③代表取締役　芝川洋　④大阪市西区京町堀１―４―４　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市西区京町堀１―４―４　甲陽株式会社　代表取締役　芝川洋